

# 規制改革に向けた三重県からの提案

令和2年11月

# 目次

1	デジタル社会の実現	
【 1 】	デジタル技術を活用した新しい輸送システムの基準づくり	
	（例1）空飛ぶクルマの実現に向けた制度の構築.....	3
	（例2）自動運転バス等の公道での走行に係る基準の見直し .....	4
【 2 】	行政におけるキャッシュレス化を推進するための法令等の見直し	
	（例1）地方自治体の歳入金を収納委託（私人委託）する場合に適用される 取扱科目の制限の撤廃.....	5
	（例2）クレジットカードの利用拡大に向けた地方自治法の改正 .....	6
【 3 】	申請手続き等のオンライン化を推進するための書面主義の見直し	
	（例1）消防法等における申請手続き等のオンライン化 .....	7
	（例2）知的財産権に係る各種手続きのオンライン化 .....	9
	（例3）産業廃棄物処理業許可に係る手続き・審査事務のオンライン化.....	10
【 4 】	国に提出することが義務付けられている統計調査事務のオンライン化	
	（例1）建築動態統計調査のオンライン化.....	11
2	地域の活力向上と安全・安心なくらしの実現	
【 5 】	JAS 認証取得に係る制度の見直し .....	13
【 6 】	国際インターンシップに係る条件緩和.....	14
3	有資格者等の専任や配置基準の見直し	
【 7 】	豚熱ワクチンの接種従事者の要件緩和.....	16
4	国民目線の行政手続きの実現	
【 8 】	実地で行うことが法令等により義務付けられている監査事務等の見直し	
	（例1）社会福祉法人に対する指導監査の要件緩和 .....	18
	（例2）保育所等児童福祉施設の指導監査に係る実地監査の周期の見直し.....	19
【 9 】	国への報告様式の統一および報告内容の見直し	
	（例1）災害救助法に基づく救助費用の求償手続きに係る様式の統一や システムの開発 .....	20
	（例2）日本型直接支払に係る各種様式の統一.....	21
【 10 】	資格試験制度の見直し	
	（例1）登録販売者試験や毒物劇物取扱者試験に係る試験事務制度の見直し...	22

## 1 デジタル社会の実現

新型コロナウイルス感染症の影響により、人との接触や移動が制限される中、テレワークやワーケーション、オンライン教育等が進み、多様で柔軟な働き方等に対する、気運が高まっており、各分野における「新しい日常」を実現するためにも、デジタル・トランスフォーメーションの推進が不可欠である。

デジタル社会を実現するためには、「技術」、「人材」、「ルール」の3つの進化が重要である。

特に、「ルール」の点においては、国による規制改革の取組が不可欠であるため、デジタル技術の活用を前提として、徹底的に既存の制度やルールの見直しを行うこと。

加えて、デジタル化における既存の制度やルールの見直しにあたっては、現在、国において関係省庁におけるデジタル化と規制改革に関する意見交換「2+1（ツー・プラス・ワン）」が進められているところであるが、地方とともにスピード感を持って取組を進めていくためにも、地方の声を反映させるプロセスを設けること。

### 【 1 】 デジタル技術を活用した新しい輸送システムの基準づくり

(例1) 空飛ぶクルマの実現に向けた制度の構築

(例2) 自動運転バス等の公道での走行に係る基準の見直し

### 【 2 】 行政におけるキャッシュレス化を推進するための法令等の見直し

(例1) 地方自治体の歳入金を受納委託（私人委託）する場合に適用される取扱科目の制限の撤廃

(例2) クレジットカードの利用拡大に向けた地方自治法の改正

### 【 3 】 申請手続き等のオンライン化を推進するための書面主義の見直し

(例1) 消防法等における申請手続き等のオンライン化

(例2) 知的財産権に係る各種手続きのオンライン化

(例3) 産業廃棄物処理業許可に係る手続き・審査事務のオンライン化

### 【 4 】 国に提出することが義務付けられている統計調査事務のオンライン化

(例1) 建築動態統計調査のオンライン化

## 【1】デジタル技術を活用した新しい輸送システムの基準づくり

### （例1）空飛ぶクルマの実現に向けた制度の構築<国土交通省、経済産業省>

空を活用した移動手段の定着・拡大に向け、次世代の移動手段として注目されている「空飛ぶクルマ」については、国内外において機体開発が進められているところである。

現在、「空飛ぶクルマ」を想定した飛行制度が整備されていないため、実用化はもとより実証飛行に向けて必要な手続き、環境や機体等の基準を明確に定めることが求められている。

また、現行の航空法第11条第1項但書において航空機全般の試験飛行が規定されているが、許可のために必要な要件は個別審査とされているため、許可基準の詳細は不明である。

#### **要望事項**

2023年までに「空飛ぶクルマ」に必要な国内制度の構築をする観点から、その機体特性を考慮し、安全性を担保しながらも実証飛行が促進されるよう、機体の安全性基準や騒音などの環境基準のほか耐空証明取得の必要な手続き等を早期に明らかにすること。

また、「空飛ぶクルマ」の国内制度が構築されるまでの間については、航空法第11条但書の許可基準を明確にしたうえで、事業者や地域へ共有すること。

#### **期待される効果**

「空飛ぶクルマ」については、実証飛行が促進されることにより、その後の実用化につながることを期待される。

## (例2) 自動運転バス等の公道での走行に係る基準の見直し<国土交通省>

自動運転バス等の公道での走行については、道路交通法上、自動運転技術のいずれのレベルにおいても、第二種免許を取得した運転者の搭乗が必要とされている。また、自動運転のレベル4以上であっても、運転者がいない無人運転は認められていない。

県内では、バス等について運転者不足が課題となる中、自動運転バス等を導入する場合、第二種免許を持った運転者の確保が困難である。

### 要望事項

自動運転の実用化に向け、関係省庁と連携した体制を構築し、さらに検証を加速させること。

### 期待される効果

自動運転バス等に搭乗する運転者の運転免許が第二種免許でなくても、自動運転車両による旅客運送の講習を受講するなどにより、第一種免許でも可能となれば、運転者確保は容易となり、より多くの自動運転バス等の公道における検証を加速させることが可能となる。

また、レベル4以上において、安全走行が可能な自動運転技術の確立が前提であるが、無人運転が可能となれば、乗員は必要であっても運転者の確保が不要となり、より多くの自動運転バス等の公道における検証を加速させることが可能となる。自動運転の実用化は、システムで運転をサポートするため、高齢層のバス運転者の活用を可能にするとともに、将来的にバス運転者不足等の解消や交通不便地域等における県民の皆さんの円滑な移動手段の確保が可能となる。

(参考：運転自動化レベルの定義の概要)

レベル	概要	操縦の主体	車内使用者
レベル0	運転自動化なし	運転者	運転者
レベル1	運転支援	運転者	運転者
レベル2	部分運転自動化	運転者	運転者
レベル3	条件付運転自動化	システム	作動継続が困難な状況において 対応準備ができていない使用者
レベル4	高度運転自動化	システム	乗員
レベル5	完全運転自動化	システム	乗員

## 【2】行政におけるキャッシュレス化を推進するための法令等の見直し

### (例1) 地方自治体の歳入金を収納委託(私人委託)する場合に適用される

#### 取扱科目の制限の撤廃<総務省>

地方自治体の歳入金を収納委託(私人委託)する場合には、地方自治法施行令第158条第1項において、取扱科目が制限列举されており、収納委託(私人委託)が可能である歳入科目に列举されていない分担金及び負担金(県福祉施設の入所に係る措置費や保護した際の負担金等)、諸収入(県主催の研修会・イベント等への参加負担金、ネーミングライツ料、その他軽微な雑入)については、紙の納入通知書を持って、直接銀行へ支払いを行う必要がある。

また、行政側においても、歳入金ごとに収納委託(私人委託)の可否を判断する必要がある。

#### 要望事項

地方自治法施行令第158条第1項において歳入金の全てについて収納委託(私人委託)が可能である旨を明記すること。

#### 期待される効果

取扱科目の制限列举を撤廃することで、取扱科目に関わらず収納委託(私人委託)が可能となることから、銀行で直接現金を振り込まなくてもスマートフォン等で手続きが可能となるなど、行政手続きにおける国民や事業者の利便性が飛躍的に高まる。

また、行政機関においても、収納委託(私人委託)の可否を判断することが不要となり、事務の効率化に寄与する。

(歳入の徴収又は収納の委託)

第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

一 使用料 二 手数料 三 賃貸料 四 物品売払代金 五 寄附金

六 貸付金の元利償還金

七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

## **(例2) クレジットカードの利用拡大に向けた地方自治法の改正<総務省>**

地方自治法第232条の5第2項において、クレジットカードでの支出が可能である旨の明記がされていないことから、支払いについてクレジット決済のみでしか対応できない案件では調達が可能となっている。

また、海外等の遠隔地での支払いや災害時などの緊急的な費用等の支払いが必要である場合には、資金前渡（予め必要額を資金前渡受者に現金で渡し、後日精算する）の方法により支出することになるが、必要額の把握が難しく、資金が不足した場合には支払う方法がない。このため、多額の現金を持ち歩かなければならず、紛失や盗難のリスクがあることから職員に多大な負担が生じている。さらに、災害時などにおいては、予め資金を準備する暇がない場合もあり通常の支払い手続きでの対応が難しい。

### **要望事項**

地方公共団体の支出においてクレジットカードが使用できるよう地方自治法においてクレジットカード払いができる旨明記すること。

### **期待される効果**

クレジット決済のみでしか対応できない案件での調達が可能となる。また、海外等の遠隔地での支払いや災害時などの緊急の支払い対応が迅速にできることに加え、現金を持つ必要がないため紛失や盗難のリスクが減るなど、事務の効率化に寄与する。

#### **第二百三十二条の五**

普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。

### 【3】申請手続き等のオンライン化を推進するための書面主義の見直し

#### (例1) 消防法等における申請手続き等のオンライン化<総務省、経済産業省>

消防法第11条の許可申請の際に、危険物の規制に関する施行規則第4条又は第5条に規定する申請様式に押印欄があることから、必然的に書類による提出がなされている。【H30年度申請件数：1,288件〔法第11条に係るもの〕】

同様に、申請・届出等の手続きを書面で行う旨の規定は高圧ガス保安法や電波法においても設けられており、類似の内容で頻繁に申請・届出に関する書面を提出することが、事業者にとって多大な負担となっている。なお、電波法においては、申請・届出の多くが電子申請システムにより行うことができるようになっているものの、一部の手続きは、添付書類が多いことを理由に電子申請が認められていない。

また、申請手数料は、現金や証紙での支払いとなっており、事業者が、証紙を購入するため、証紙販売所や金融機関窓口に出向く必要があり負担が生じている。

#### 要望事項

各種手続きのオンライン化、申請ポータルシステムの構築、申請手数料支払いのオンライン化を行うこと。

#### 期待される効果

オンラインによる電子申請が可能となれば、事業者にとって負担の軽減となり、手続きの迅速化につながるとともに、対面での接触の機会が減るため、新型コロナウイルス感染防止対策にもつながる。

(危険物の規制に関する規則)

第四条 令第六条第一項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という。)

の設置の許可の申請書は、別記様式第二又は第三によるものとする。

2 令第六条第二項の製造所等の位置、構造及び設備に関する図面は、次の事項を記載した図面とする。

3 令第六条第二項の総務省令で定める添付書類は、同項で定めるもののほか、次のとおりとする。



第五条 令第七条第一項の規定による製造所等の位置、構造又は設備の変更の許可の申請書は、別記様式第五又は第六によるものとする。

2 令第七条第二項の製造所等の位置、構造又は設備の変更の内容に関する図面は、次の事項を記載した図面とする。

3 令第七条第二項の総務省令で定める添付書類は、同項で定めるもののほか、次のとおりとする。

## (例2) 知的財産権に係る手続きのオンライン化<経済産業省>

知的財産に係る手続きは、すでに多くがオンライン化されているものの、オンライン未対応の手続きが約 500 程度存在する。その中の一例として、拒絶査定不服審判における包括委任状(※)や、出願人名義変更届における委任状、持分放棄証書、持分譲渡証書の提出の際、各書類への押印および特許庁への原本の提出(郵送)が必要となっており、オンライン化の妨げとなっている。

### 要望事項

すべての手続きがオンラインで可能となるよう、制度運用を見直すとともに、システムを構築すること。

### 期待される効果

上記書類への押印を撤廃し、オンライン申請を可能とすることにより、特許手続きの簡素化・迅速化が可能となることから、「新たな日常」での手続きにおける非接触・オンライン化をさらに推進するとともに、県内知的財産関係者へのサービス向上につながる。

また、行政側も、特許手続きの簡素化が図られ、事務の効率化に寄与する。

#### (※)【拒絶査定不服審判における手続きフロー】

- 出願した特許等について特許庁から拒絶査定
- ↓
- 出願元(県、各企業)と代理人(弁理士)とで拒絶査定不服審判の書類作成作業(拒絶査定送達の日から3カ月以内)
- ↓
- 出願元での包括委任状の作成、押印(3~5日程度)
- ↓包括委任状(原本)の郵送(2日)
- 代理人(弁理士)
- 上記包括委任状に加えて、代理人にて包括委任状提出書を作成
- ↓包括委任状(原本)の郵送(2日)
- 特許庁

### (例3) 産業廃棄物処理業許可に係る手続き・審査事務のオンライン化

#### <環境省>

産業廃棄物は都道府県境を越えて移動しているが、当該産業廃棄物処理業の許可は廃棄物処理法第14条により都道府県知事から受けることとされ、各都道府県は各々に施設や申請者の能力などの許可の基準に基づき判断している。

審査では、紙で申請書や添付書類を提出する必要がある。役員の住民票や登記簿謄本の提出を求め、各市町等に欠格要件を照会、貸借対照表から債務超過等経理状況の確認をするなど、審査期間が長期化している。

#### 要望事項

申請時からオンラインでデータが入力され、補正は自動で指摘されるなど、各市町等照会やある程度の経理的判断などができて許可証発行までできるよう、法改正も含めて手続き・審査業務のオンライン化を図ること。

#### 期待される効果

申請書の提出および審査をオンライン化することで、申請者の利便性が高まるとともに、審査期間が短縮され、より迅速に許可等の結果を通知することができる。

#### 【産業廃棄物収集運搬業許可申請フロー】

- 申請書の提出
- ↓
- 申請書の内容確認・補正等指示 (3日～2週間程度)  
(債務超過があり、追加書類作成指示の場合等) (2週間程度)
- ↓
- 申請書内容をデータベースに入力 (1日～3日)
- ↓
- データベース入力情報をもとに市町村、検察、警察への照会 (1週間～3週間)
- ↓
- 許可証の作成・交付 (1週間～10日程度)

#### 【4】国に提出することが義務付けられている統計調査事務のオンライン化 (例1) 建築動態統計調査のオンライン化<国土交通省>

建築基準法第15条に基づく建築統計に必要となる建築工事届出等については、都道府県で届出の受付を行い、審査し、転記、集約のうえ統計を国へ提出することとなっており、建築統計作成時に、都道府県による転記ミスの発生が懸念されるとともに、届出内容の審査、転記及び集約作業に1か月あたり約80時間を要している。

#### **要望事項**

建築動態統計調査において、AI・RPAによる審査及び集計の自動化機能を有するオンライン届出システムを開発すること。

#### **期待される効果**

オンライン化することにより、届出時点でその内容をシステムで自動的に審査、集計できるようになり、都道府県による審査及び集約時間を削減でき、都道府県による転記ミスの可能性がなくなる。

また、国による集計作業の省力化にもつながり、集計結果の迅速な公表が可能となる。

## 2 地域の活力向上と安全・安心なくらしの実現

人口減少や少子高齢化が進展する中で、地域の活力を一層高め、誰もが安全で安心にくらすことのできる社会をつくっていくためには、既存のルールや制度を大胆に見直し、新しい発想で持続可能な社会のモデルを構築していくことが必要である。

三重県では、県民との協創で予算をつくりあげること、予算の使い道についての県民の理解、共感及び納得性を高めつつ、県政に参画していただく新たな取組である「みんつく予算」を令和元年度から開始し、令和2年度においても、オール三重で感染拡大防止と社会経済活動を両立しながら、三重を明るい未来へと導くためのアイデアを募集したところである。

国においても、各種制度の見直しを行うことで、地域の活力向上と安全・安心なくらしの実現に向けて取組を加速させること。

【5】 JAS 認証取得に係る制度の見直し

【6】 国際インターンシップに係る条件緩和

## 【5】JAS 認証取得に係る制度の見直し<農林水産省>

公共建築物や民間の非住宅建築物においては、設計にあたり構造計算が必要となることから、構造材に木材を使用する場合には、機械等級区分の JAS 認証材が必要となる。

しかし、現在の認証制度では、木材加工工場単位で製材品の規格毎に認証が必要となるため、出力 75kw 以下の工場が全体の 63% を占めるなど、小規模零細な木材加工工場が多い本県においては、工場単独で認証取得や維持に係る経費（新規取得：約 100 万円／品目、維持経費：約 40 万円／品目・年）を負担することになり、認証取得が進んでいない。

### 要望事項

循環型社会の形成や国土保全、地域経済を活性化する観点から、増大が見込まれる非住宅建築物における木材需要に対応するため、木材加工工場の JAS 認証の取得促進に向け、例えば FSC（Forest Stewardship Council、森林管理協議会）における COC 認証制度（※）で認められているような、生産、加工、流通に関わる事業者をひとつのグループとして、認証の取得を可能とするなど、小規模零細な事業者が共同して JAS 認証制度を取得できるよう制度を見直すこと。

### 期待される効果

地域の小規模零細な木材加工工場がサプライチェーンマネジメント体制を構築しつつ、循環型社会の形成や国土保全、地域経済を活性化する観点から、増大が見込まれる事業所や保育所等の中大規模建築物等の非住宅建築物における木材需要に対応することが可能となる。

#### ※COC 認証について

きちんと管理された森林からできた製品を目に見える形で消費者に届け、経済的利益を生産者に還元する仕組みである FSC 認証のうちのひとつ。

FSC の認証林から収穫された認証材が消費者の手に届くまでの加工・流通過程を認証するもの。

## 【6】国際インターンシップに係る条件緩和<法務省>

本県が三重大学と連携して、タイ・カセサート大学からの大学生を県内企業で受け入れる国際インターンシップを計画したが、短期のインターンシップの場合の在留資格は「留学」、「短期滞在」では認められず、「特定活動」になると法務省からの見解を得た。

「特定活動」の場合、学生が作成する書類（外国大学の承認書、推薦状及び単位取得等教育課程の一部として実施することを証明する資料等）、受け入れ大学が作成する書類（外国大学とのインターンシップ契約書）、受け入れ企業が作成する書類（日本での活動内容、期間、報酬等を記載した資料）が追加して必要になるため、在留資格が「留学」や「短期滞在」と比較し、さまざまな書類を作成する必要がある。

### 要望事項

海外学生が日本でインターンシップを行う場合の在留資格については、「留学」もしくは「短期滞在」でも認めること。

### 期待される効果

国際インターンシップを「留学」もしくは「短期滞在」ビザで認められれば、企業の受け入れ負担も軽くなり、海外からの大学生のインターンシップが増加することが期待される。

また、国際インターンシップの実施は、企業にとって海外人材の採用のきっかけになることから、企業の国際化に貢献することになる。

### **3 有資格者等の専任や配置基準の見直し**

地方自治体の事務や民間企業の事業には、法令や国からの通達に基づき、必要な資格等を有する者の専任や配置人員数の基準が定められているものが多く存在しているが、人員の確保に苦慮していることに加え、社会経済情勢の変化や、行政サービスの効率性・効果性の観点から見直すべきものもある。

特に、現行の配置基準がデジタル化の推進や、地域経済の活性化を妨げる壁になってはならず、「安全性」や「質」の確保を前提にしながらも、地方自治体の意見を聴きながら、必要な見直しを行うこと。

### **【7】豚熱ワクチンの接種従事者の要件緩和**



## 【7】豚熱ワクチンの接種従事者の要件緩和<農林水産省>

県内において、全養豚場での豚熱ワクチン接種が昨年10月より開始され、家畜防疫員は農場への接種スケジュールの調整および対応を行っている。

全国的に豚熱に感染した野生いのししが確認される中、飼養豚への予防的ワクチンの接種作業については長期間にわたると想定されている。

### 要望事項

飼養頭数など地域の実情に応じた体制を構築する観点から、家畜防疫員の一定の管理下で民間獣医師や家畜の所有者による接種が可能となるよう、豚熱ワクチンの接種要件を緩和することで、迅速な接種を行えるよう家畜伝染病予防法を改正すること。

### 期待される効果

迅速な対応が可能となり、適切な時期のワクチン接種が可能となるため、防疫の強化につながり、養豚農家の安全・安心を確保することができる。

#### 【家畜伝染病予防法】

(注射、薬浴又は投薬)

第六条 都道府県知事は、特定疾病（第四条の二第五項の検査の実施の目的として公示されたものをいう。以下同じ。）又は監視伝染病の発生を予防するため必要があるときは、家畜の所有者に対し、家畜について家畜防疫員の注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずることができる。

(家畜防疫官及び家畜防疫員)

第五十三条 3 この法律に規定する事務に従事させるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員を任命する。ただし、特に必要があるときは、当該都道府県の職員で家畜の伝染性疾病予防に関し学識経験のある獣医師以外の者を任命することができる。

#### **4 国民目線の行政手続きの実現**

行政における事務手続きの中には、紙媒体、電子媒体両方での報告を求められる事例や、同一内容を複数の申請・報告書に記載することが求められている事例、国への協議等、多くの事務手続きが必要であり、地方自治体や民間企業が許可を得ることや、事業に着手するまでに多くの時間を要する事例等がある。

行政手続きの簡素・効率化を実現することは、利用者の利便性を高めるとともに、社会全体の生産性の向上に寄与する。また、地方自治体の人的資源を県民ニーズの大きい分野に重点的に配分するなど、行政の質の向上にもつながる。

デジタルガバメントの実現に向けた取組を加速しているこの機会をとらえ、業務プロセスの簡素・効率化にも強く取り組み、国民目線の行政手続きを実現すること。

#### **【8】 実地で行うことが法令等により義務付けられている監査事務等の見直し**

(例1) 社会福祉法人に対する指導監査の要件緩和

(例2) 保育所等児童福祉施設の指導監査に係る実地監査の周期の見直し

#### **【9】 国への報告様式の統一および報告内容の見直し**

(例1) 災害救助法に基づく救助費用の求償手続きに係る様式の統一やシステムの開発

(例2) 日本型直接支払に係る各種様式の統一

#### **【10】 資格試験制度の見直し**

(例1) 登録販売者試験や毒物劇物取扱者試験に係る試験事務制度の見直し

## 【8】 実地で行うことが法令等により義務付けられている監査事務等の見直し (例1) 社会福祉法人に対する指導監査の要件緩和<厚生労働省>

社会福祉法人監査実施要綱2 指導監査の類型(1)により、社会福祉法人に対する指導監査は、一般監査と特別監査をいずれも実地にて行うこととされている。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として新しい生活様式への対応が求められる中、指導監査の実地監査に当たり、法人・行政双方に防疫対策などの新たな負担が生じている。

これまで実地で行ってきた指導監査にオンライン監査および書面監査を組み合わせることにより、新しい生活様式への対応と効率化による実施率の向上を図ろうとしているが、各施設が感染予防のため入所者への面会を禁止する措置を講じている最中でも、社会福祉法人指導監査実施要綱および厚生労働省の見解では、指導監査の実地監査に当たっては、オンライン監査と実地監査を織り交ぜても良いが実地監査は必ず実施しなければならないとされている。

### 要望事項

実地監査を指導監査の要件としないよう社会福祉法人指導監査実施要綱を改正すること。

### 期待される効果

適正な運営が概ね確保されている法人には実地監査は行わず、オンライン監査および書面監査で対応することで、効果的・効率的な指導監査につながるとともに、法人がコロナ禍において防疫対策等に苦慮している中、法人の防疫対策の負担および事務負担の軽減にもつながる。

また、各県の現場の状況(移動距離、人員等)に合わせてオンライン監査等臨機応変な指導監査を実施することで、時間や人的資源を有効活用し、選択と集中により課題のある法人へ重点的に指導監査を行うことができ、施設利用者等の安全・安心につながる。

なお、当然ながら課題のある法人へは実地監査を重点的に実施する。

## (例2) 保育所等児童福祉施設の指導監査に係る実地監査の周期の見直し

### <厚生労働省>

老人福祉施設、障害者支援施設の指導監査の周期は自治事務として県に裁量があるが、児童福祉法施行令第38条により1年に1回以上、実地（現場）にて指導監査を実施しなければならないと定められている。

### 要望事項

児童福祉法施行令を改正し、保育所等児童福祉施設の指導監査周期に県の裁量を認めること。

### 期待される効果

各県の現場の状況に合わせて臨機応変な指導監査を実施することで、時間や人的資源を有効活用し、選択と集中により課題のある施設へ重点的に指導監査を行うことができ、施設利用者等の安全・安心につながる。

(参考)

種別	対象施設数	実施周期
児童福祉施設	462 施設	年1回
老人福祉施設	461 施設	2年に1回
障害者支援施設	39 施設	2年に1回

## 【9】国への報告様式の統一および報告内容の見直し

### （例1）災害救助法に基づく救助費用の求償手続きに係る様式の統一やシステムの開発<内閣府>

災害救助法による救助の実施に要した費用に関する添付書類については、法を適用した被災都道府県及び救助実施市（以下被災都道府県等）が求償様式を作成し、管内の事務委任市区町村並びに応援都道府県及び応援市区町村（以下、応援都道府県等）に示すとともに、レシートや支出命令書、活動報告書等の書類を添付することが求められている。

現状では求償様式について、全国的に統一されていないうえ、膨大な添付書類を手計算して様式に転記する必要があり、応援都道府県においては、県と応援市区町村の書類をとりまとめて、救助の種類毎に分類したうえでチェックし被災県に紙とデータで送付する必要がある。

さらに、被災都道府県等では自らの団体の書類に加え委任市町村の書類だけでなく、応援都道府県から送付された添付書類を確認する必要がある。

#### 要望事項

災害救助法による救助の実施に要した費用に関する添付書類について、国が統一した様式を示すとともに、レシート等をAIアプリで読み取り分類化するシステムを開発すること。

#### 期待される効果

国が統一した様式を示すことにより、各都道府県での事務統一化につながる。また、現在ではレシートをスキャンすると品目や金額を自動で分類するアプリが開発されており、そのシステムを応用することにより、求償に関する事務が簡素化され、国、被災都道府県等、応援都道府県等の省力化、ペーパーレス化につながる。

#### 【災害救助法に基づく応援要請経費の支払決定までの流れ】

①被災県で求償予定調査様式の作成（40日程度）→②応援県で求償予定額取りまとめ（20日程度）→③応援県で求償証拠書類取りまとめ（30日程度）→④被災県で求償書類の確認・修正・追加資料の送付（40日程度）→支払決定

実績：平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨

## **(例2) 日本型直接支払に係る各種様式の統一<農林水産省>**

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく認定申請に添付する計画(様式第1-2号)の記載内容は、交付金実施要綱に基づく活動計画書(様式第1-3号)と同内容となっている。申請の際には、両方の様式を提出することとなっており、同様の書類を作成する必要がある。

加えて、多面的機能支払交付金等の事務について、記載する内容が重複しているにもかかわらず、毎年、実施要綱に基づく事業実績報告書(様式第2-8号)と交付要綱に基づく実績報告書(別記様式第5号)を、それぞれ知事印押印のうえ提出することとなっている。

### **要望事項**

法律に基づく認定申請、および多面的交付金実施要綱に基づく活動計画申請の様式、並びに交付金の実施要綱、および交付要綱に基づく実績報告書の様式を統一すること。

### **期待される効果**

地域の活動組織が市町へ提出する様式を見直し、同一の内容のものを統合・整理することで申請者の手続きの負担軽減につながり、住民サービスの向上が図られる。

## 【10】資格試験制度の見直し

### （例1）登録販売者試験や毒物劇物取扱者試験に係る試験事務制度の見直し

#### <厚生労働省>

両試験とも法令の規定に基づき、各都道府県で試験問題の作成など試験事務を行っているが、試験事務のうち、特に試験問題の作成については、多くの時間を費やしており、都道府県が個別の問題を作成することは効率が悪い。また、各都道府県が問題を作成するため、試験水準に差が生じる懸念もある。両試験とも、合格後に得ることのできる資格は全国で利用可能なものであり、全国統一で試験を行うことが最も効率的である。

#### 要望事項

関係法令に国が適切であると認めた民間団体等への委任に関する規定を設けるなど、試験事務制度の見直しを行うこと。

#### 期待される効果

他の資格試験（調理師試験、製菓衛生師試験）と同様に民間団体等への試験事務の委任に関する規定を関係法令に設けることで、試験事務の大幅な効率化が図られ、都道府県事務の軽減にもつながる。また、各都道府県が適切な団体等に委任することで、統一の問題で試験を実施することができ、都道府県間で試験水準が同一となる。

## 【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律】

### （資質の確認）

第三十六条の八 都道府県知事は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するために、厚生労働省令で定めるところにより試験を行う。

【登録販売者試験の場合】

≪事務作業≫

試験問題は、6分野各20問の計120問を作成しており、最終的に審査会を開催し、承認を得る。

- ・試験問題の素案作成・・・・・・・・・・(2か月程度)
- ・試験問題検討会複数回(120問)・・・・(3か月程度)
- ・試験問題の最終検討・・・・・・・・・・(1か月程度)
- ・試験問題に係る審査会・・・・・・・・・・(1週間程度：試験日1か月前まで)
- ・試験問題等の事後検証・・・・・・・・・・(2日程度：試験後1か月以内)
- ・合格発表に向けたデータ処理及び事務・・(2週間程度)

【毒物及び劇物取締法】

(毒物劇物取扱責任者の資格)

第八条 次の各号に掲げる者でなければ、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

- 一 薬剤師
- 二 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- 三 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

【毒物劇物取扱責任者試験の場合】

≪事務作業≫

試験問題は、一般・農業用品目・特定品目の3区分の試験問題(共通問題32問、一般48問、農業用品目48問、特定品目48問)を作成しており、最終的に審査会を開催し、承認を得る。

- ・試験問題の素案作成(3区分)・・・・・・・・(2か月程度)
- ・試験問題検討会複数回・・・・・・・・・・(2か月程度)
- ・試験問題の最終検討・・・・・・・・・・(1週間程度)
- ・試験問題に係る審査会・・・・・・・・・・(1週間程度：試験日1か月前まで)
- ・試験問題等の事後検証・・・・・・・・・・(2日程度：試験後1か月以内)
- ・合格発表に向けたデータ処理及び事務・・(2週間程度)